

交 総 行 第 3 7 号
平成24年7月18日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

交野市長 中田 仁公

2012年度自治体キャラバン行動に関する要望書について（回答）

2012年6月1日付けにて要望のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 国民健康保険について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれらの減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。

(回答)

一般会計からの繰入につきましては、ルール分以外にその他分として平成21年度は6千万円、平成22年度は1億9千万円、平成23年度は2億6千万円と一般会計の状況を考慮しながら、繰り入れを行っております。

条例減免の拡充に関しましては、本市の減免制度において、生活保護基準の1.5倍の数値で実施しているとともに、多子世帯・母子世帯・障害者等の加算も行い生保減免を実施しております。今後も減免制度につきましてホームページ、チラシなどで周知し、減免可能な世帯については実施していきたいと考えております。

また、一部負担金減免制度につきましては、国基準とし、ホームページ、チラシなどで周知し、制度の活用を図っていきたいと考えております。

- ② 法令を遵守「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年間以上とし、絶対に無保険状態をつくらぬこと。

(回答)

資格証明書の発行に際しましては、特別な事情がないか等十分調査し、納付能力がありながら納付しない滞納者に対しては、負担の公平性の観点から法令に基づき交付を行っていきたいと考えております。

短期証の交付につきましては、窓口による交付ですが、保険証の更新期間を過ぎても更新に来ない世帯に対しては、未交付にならないよう有効期限内までに保険証を郵送しております。また、高校生世代までのこどもに対しても6カ月間の保険証を交付していますが、無保険状態にならないよう有効期限までに郵送しております。

- ③ 財産調査・差押については法令を順守、さらに資産等を見つけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し生活困窮状態に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止をすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分停止を行うこと。

(回答)

滞納者に対する差押えについては法令を順守し、生活を困窮させるような差し押さえは行わず、納付相談に一向に応じない滞納者や財産があるにもかかわらず保険料を支払う意思のない滞納者に対して行っております。また、生活困窮状態に陥らないようきめ細かく聞き取りをし、生活困窮状態が判明した場合は滞納処分の停止をしていきたいと考えております。

生活保護受給者に対しましては、滞納処分停止を行っております。

- ④ 国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう市内ネットワークを構築すること。さらに一般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

(回答)

納付相談時に生活困窮のために保険料の支払いが困難な滞納者に対しましては、生活保護担当課に相談をするように働きかけをしています。今後、生活保護担当課とつなぐよう市内ネットワークをどのように構築するかを、関係部局と調整・検討します。

- ⑤ 国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料の大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定

健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

(回答)

国保広域化に伴い、保険料が値上げにならないよう、府や国に対しまして、交付金等の増額や補助基準の見直しや拡充を府市長会を通じて要望していきたいと考えております。

- ⑥ 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開すること

(回答)

運営協議会は公開し傍聴も認めており、傍聴者には資料を配布しております。
ホームページへの公開につきましては、今後検討していきたいと考えております

2. 健診について

- ① 特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする。

(回答)

特定健診は国の基準で実施しており、検査項目の追加及び健診料の無料化につきましては、財政状況等も踏まえ今後検討していきたいと考えております。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

がん検診の受診につきましては、40歳から74歳までの本市国民健康保険加入者を対象に、特定健診と同時に受診ができる体制となっております。また16歳から39歳までの市民および40歳以上の生活保護世帯の方につきましては、健康増進法に基づく健診を実施しています。

がん検診の充実につきましては、平成21年度から実施しております女性特有のがん検診推進事業に加え、平成23年度からがん検診推進事業として大腸がん検診においても、特定の年齢の方に無料クーポン券を送付しております。

また、壮・中年期の受診率をあげることにより、がんの早期発見と健康保持及び増進を図るため、平成23年度より土曜・日曜検診の実施をしております。今後とも、国の動向を見ながら、さらなる受診機会の拡大を図ることは重要と考えております。

また、市内医療機関と保健福祉総合センターにおいて「がん検診の指針」に基づき、精度の高い検診が提供できるよう努め、要精検となった方の状況把握を行う等、精度管理を実施しております。今後も、健康増進法に基づき、受診率の向上と精度管理につきまして、非常に重要と考えております。

がん検診の費用負担につきましては、受益者負担の観点から近隣の市町村の状況も踏まえて有料で実施いたしておりますが、生活保護世帯の方及び市町村民税非課税世帯に属する方には費用を免除しております。

③ 人間ドック助成も行うこと。

(回答)

人間ドックの助成につきましては、厳しい財政状況であるため現在のところ助成の予定はありませんが、今後は将来的な医療費の削減効果等を考慮し、検討していきたいと考えております。

3. 介護保険・高齢者施策について

① 国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

(回答)

介護保険料につきましては、第5期介護保険料において、段階区分を従前の9段階から13段階へと変更し、所得に応じたより細かな段階区分を設け、保険料額の適正化を図っており、保険料基準額についても第4期からの引き上げ率を0%としました。

また、減免制度につきましては、以前よりご要望もいただいていたところですが、平成24年4月1日から、減免の要件としていた「世帯の年間収入合計が96万円以下」を「世帯の年間収入合計が144万円以下」へと改正したところです。

なお、一般会計からの繰入につきましては、いわゆる国の3原則に基づき、繰入は考えておりません。

② 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

第4期介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）の整備をすすめてきたところです。

また、第5期介護保険事業計画においても、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）2箇所の整備を予定しております。

③ 軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

(回答)

介護予防生活支援総合事業は、現時点においては導入する予定はありません。
一般会計で行う高齢者施策に関しましては、今後も引き続き実施してまいります。

- ④ 低所得者でも介護サービスが利用できるような利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

(回答)

介護サービス利用料の軽減制度については、高額介護サービス費等により利用者負担額の一定の軽減策もあることから、現時点においては、市単独での利用料軽減制度の創設は考えておりません。

また、処遇改善加算分についても、現時点においては、市独自の助成は考えておりません。

- ⑤ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

(回答)

サービス提供については、利用者や家族、事業者からの相談等に対して、介護サービス計画への位置づけなど利用者の状況に応じて、利用者の立場にたった助言・支援に努めてまいります。

- ⑥ 事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国のQ&Aや川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。

(回答)

平成24年度介護報酬改定を踏まえた適切なケアプランの作成に関しましては、本市においても適切なサービス提供がなされるよう、国のQ&Aを参考に、各事業者あて通知いたしました。

- ⑦ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

(回答)

地域包括ケアの推進のため、地域包括支援センターが中心となって、地域で活動する事業所や関係機関・団体等と調整を図り、きめ細やかな情報提供や相談への対応を図っているところです。

今後も、引き続き関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、地域の課題や市民のニーズの把握を行ってまいります。

4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

(回答)

社会福祉法第15条並びに同法第16条の規定にもとづき、適正な実施体制の確保のため、人事当局へ働きかけております。

また、本年4月に機構改革があり、社会福祉課 生活保護係から、体制整備ということから、生活福祉課となり、専任の課長と査察指導員を配置し、正職員のケースワーカーを6人から7人へ増員し新たな体制で業務強化を図っております。研修体制についても、国の開催する新任査察指導員研修や、ケースワーカー研修(国補助対象)に、東京まで職員を派遣し体制強化を図っております。

また、窓口業務では人権に配慮した対応を心掛けていきます。

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布ください)。

(回答)

「生活保護のしおり」は、制度改正時には改正内容に準じた修正を随時行い、福祉事務所内での内容を検討し、対象者が理解しやすいようなものとなっております。申請書につきましても、相談時に適切に対象者に配布して説明をしております。

- ③ 申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。事実無視の就労指導強要しないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

(回答)

「助言指導書」については、本福祉事務所におきましては、そのような書類を取り扱っておりません。就労指導につきましては、年齢、傷病及び医師の診断等を十分に考慮し、適切に就労指導を行っております。また、仕事の間を確保につきましては、市関係部局及び市内各事業所と連携をとりながら確保に努めるとともに、「福祉から就労」支援事業のプログラムとして、枚方公共職業安定所(ハローワーク)と連携し適切に行っております。

- ④ 通院や就職活動のため交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」

「手引き」に明記すること。

(回答)

傷病を事由に生活保護を受給している方に対しての通院は必要不可欠なものと考えます。また通院に必要となる移送費においても同様であると考えます。

医療扶助における医療機関の選定は「要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関であること」とされていますが、疾病等の状況により管内の医療機関での対応が困難であって管外の医療機関でもやむを得ない場合等は、管外の医療機関への受診を容認しております。

よって、通院交通費の支給は、傷病に対する必要な医療受診の確立を図ることへとつながり、安定した自立生活を営むための支援のひとつと考えます。

ただ、頻回受診や重複受診の抑制、症状不安定に伴う通院タクシー等の利用から症状安定後の公共交通機関による通院方法の変更、安価な通院費となる回数券や定期購入の助言を行っております。

また、継続した医療受診後、病状安定化とともに主治医との連携を図り、地域医療機関への転院も本人との合意の上、図っております。また、就職活動に係る移送費についても適切に対応してまいります。

- ⑤ 「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

(回答)

休日、夜間等の急病等の受診につきましては、受診後、福祉事務所に報告していただき、医療券を事後発行することで対応しております。

また、こどものキャンプや修学旅行時などは、「受給証明書」を発行することで急病等の受診に対応しております。

- ⑥ 自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

(回答)

自動車の保有につきましては、生活保護法等に照らし合わせて、ケース診断会議等で慎重に審査し、保有の可否を適切に決定しております。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

(回答)

こどもの医療費助成制度につきましては、大阪府の補助要綱により取組みを行っているところですが、本市の子育ての一環として大阪府に先行して制度の拡充を行って図ってきました。

拡充の内容につきましては、平成 22 年 1 月 1 日に、通院医療の助成対象年齢を 4 歳未満から就学前まで引き上げを行い、また、本年 4 月から入院医療費を中学校就学前まで引き上げを行ったところです。

現在の乳幼児等医療費助成事業は、通院医療費については小学校就学前までの乳幼児が対象で、入院医療費については中学校就学前の乳幼児等が対象となっており、通院医療費及び入院医療費とも所得制限なしの現物給付となっております。

今後におきましても、府に対しては対象年齢の更なる拡大等を、また国に対しては乳幼児医療等の制度を国の制度として創設するよう要望を行うとともに、子育て支援に関する国・府の動向に注視しながら、本市の財政状況等も踏まえ、同制度のあり方等について検討してまいります。

② 全国最低レベルの妊婦健診を全国並み（14 回、10 万円程度）の補助とすること。

（回答）

妊婦健康診査公費負担補助としましては、平成 23 年度の 1 回目 16,000 円、2～14 回目は各 3,000 円に加えて、平成 24 年度には 1 回 5,000 円×2 回の妊婦超音波検査受診券を追加し、総額 65,000 円での補助を実施しています。

また、引き続き助産所も公費負担の対象とし、里帰り出産など他府県での健診にも償還払いで対応しています。

しかしながら、妊婦健診にかかる費用の全額を公費負担できていないことは認識しており、当市の財政が非常に厳しい状況ではありますが、近隣各市の動向も踏まえながら検討していきたいと考えております。

③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

（回答）

適用条件につきましては、就学援助認定所得基準額は生活保護基準により定めています。その生活保護は、収入・所得で判断しているものでありますので、生活保護基準をベースにしている就学援助の審査においては、所得で判定することが適切と考えます。

また、手続きにつきましては、通年で保護者の利便性を考慮し、基本的には各学校ですが、教育委員会でも受付を行っています。

支給月につきましては、申請年度の前年中の所得で審査を行っています。その所得が

確定する時期が6月中旬になり、確定をした所得をもって審査を行うことが適切であると考えておりますので、従来どおりの4月以降の申請と考えております。

- ④ 子宮頸がんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

（回答）

子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成24年度も国の補助事業が継続され、本市におきましても、継続補助事業として取り組んでおります。

接種費用に関しましては、事業が開始された平成23年度の自己負担額を見直し、3ワクチンとも1接種につき1,000円と減額させていただいたところです。

予防接種法で定められた定期予防接種ではなく、接種努力義務のない任意接種であり、国の補助内容も9割負担となっていることから、生活保護世帯以外は、無料ではなく、一割程度の自己負担をお願いしているところです。

来年度からの定期接種化の方向性は示されましたが、まだ、決定ではなく、今後の動向に注視しながら、準備を進めてまいります。

また、定期接種化が見送られた際には、補助事業を継続できるように調整していきたいと考えております。

- ⑤ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

（回答）

子育て支援と地域活性化は、重要な課題と認識しております。家賃補助の制度化を検討する予定はございませんが、限られた行財政資源を最大限に発揮し、本市の特色を生かしながら施策を推進して参ります。